

進化するGIPS基準

ウロボロス・パフォーマンス・コンサルティング合同会社

代表 栗原 洋

(当協会 投資パフォーマンス基準委員会委員長)



「2,000億円の年金資産消失」と騒がれ、厚生年金基金制度の廃止にもつながったAIJ事件からはや3年が過ぎて、発覚当初の執拗な報道も疾うに終息し、世の中では既にこの事件は忘却のかなたにあるようだ。詐欺で訴えられた主犯は「だます意図はなかった」との主張を続けているようだが、報道によれば発覚直前の数年は典型的なポンジ・スキームの様相を呈しており、その主張に真実を認めることは誰にとっても容易ではない。そもそも、この種の経済事件において、だます意図の有無だけが裁判の争点となる通常の詐欺罪を適用するのはお門違いのように思われてならない。重要な事柄の多くについて社会全体の議論がなされていない、もしくはそのような議論はなされているかもしれないが公にされていないことが問題と言えまいか。同種事件の再発防止は無論のこと、不幸にして再発した際の被害者救済ルールの確立は「投資の自己責任原則」の大前提と言え、まさに急務と考えられる。金融先進国の米国は当然ながらポンジ・スキームの事例も多く、SECのホームページではこれだけを扱っているセクションが設けられているほどだ。史上最大規模と言われるバーニー・メドフのポンジ・スキームについて、公表されている事実や報道から事実関係を簡単にまとめて参考に供したい。

米国では証券投資家保護法によりSIPCという証券投資者保護公社が